

助成事業の趣旨

公益財団法人伊藤青少年育成奨学会（以下「当奨学会」）は、高等学校等のクラブ活動や、地域におけるスポーツ、武道、歴史、芸術、学術、教育及び国際交流・多文化理解等の各分野において、青少年の健全育成または地域社会の活性化を目的とする活動に対し、経済的助成をします。

高等学校等クラブ活動助成事業

◆ 応募資格

岐阜県内の高等学校、高等専門学校、および特別支援学校（以下「高等学校等」）におけるスポーツ・文化クラブ及び、在学する複数の生徒によって構成されるサークル、グループ等の団体で、以下の全てに該当するもの。

- ・所属する高等学校等学校長からの推薦がある団体に限る ※1
- ・助成金交付団体の義務を履行できる団体であること ※2

- ※1 申請は学校を通してください。申請代表者は顧問のほか生徒、保護者でも可。
- ※2 助成金交付団体は「助成金使用報告書」の提出が必要です。過去に助成金の交付を受けたものの「助成金使用報告書」が未提出の団体がある場合、当該団体が所属する学校全ての団体の応募資格喪失とします。

◆ 助成対象

団体の活動の充実と将来の可能性を発揮できる環境づくりのために必要と認められる器具、用具、工具、および機材、備品、消耗品等の購入費用または修繕費用。

[助成対象とならない費用]

- ・体育館、道場、部室、器具倉庫、艇庫、合宿施設、照明灯などの構造物建設費
- ・マイクロバス、トラックなど移動用運搬車両購入費
- ・医薬品、ならびに食品・飲料等購入費（プロテイン、スポーツドリンクを含む）
- ・大会、試合、コンクール、選考会などの出場費やエントリー料
- ・運動場、競技場、プール、ホール、音楽室、会議室などの利用料
- ・合宿、遠征などの旅費、宿泊費
- ・コーチ謝金、指導料など
- ・遊興費その他支援の対象として不適切と認められる費用

地域振興活動助成事業

◆ 応募資格

岐阜県内外で行われる次世代を担う青少年の体力向上や人間形成に寄与する非営利のスポーツ活動、または、青少年の健全育成、地域社会の活性化を目的とする活動を行う団体・グループで、以下の全てに該当するもの。

- ・活動が心身ともに豊かな人間性の確立を目的としていること
- ・活動が組織的、計画的に行われていること
- ・営利目的の事業でないことと認められること
- ・助成金交付団体の義務を履行できる団体であること ※

※助成金交付団体は「助成金使用報告書」の提出が必要です。過去に助成金の交付を受けたものの、当奨学会に対し「助成金使用報告書」が未提出の場合は、応募資格喪失とします。

◆ 助成対象

助成金の使途に特別の制限はありません。

ただし、下記のもの是对象外となります。

- ・個人的な事業
- ・毎年継続的に行なわれる恒例的な事業の複数回の助成 ※
- ・交際費や遊興費などへの使途
- ・その他、当財団がふさわしくないと判断したもの

※毎期ごとの審査を通過すれば、連続受給も可。

共催・後援・協賛を希望される場合は申請してください。検討して返答します。(様式：任意)

助成対象の期間と金額

◆ 対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払いが完了すること

◆ 助成金額 1団体あたり10万円以上、上限100万円とします。

ただし、特別に必要と認めれば、上限は300万円まで引き上げます。※1万円単位(1万円未満切捨て)での交付とします。

※助成金額は事業活動の企画・実施に要する経費で、当財団が必要と認めた額とします。

※助成上限額(100万円)を超える高額な器具・備品などの一部助成や、卓球台と卓球用ネットなど、組み合わせて購入するのが適当と認められる器具等への一部助成も可能です。

応募方法

この助成事業は応募型です。応募書類一式をそろえ、応募期間内に当奨学会事務局まで郵送してください（レターパック推奨）。電子メールや宅配便での提出、または事務局に直接持ち込まれた書類は受付けません。なお、書類の到着確認は致しかねます。必要に応じて、レターパックプラスや書留など配達状況が確認できるサービスをご利用ください。

また、応募書類及び添付書類は採否に関わらず一切返戻はいたしません。必要に応じてコピー等により控えをお取りください。

応募書類

【高等学校等クラブ活動助成事業】

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 令和5年度 助成金申請書兼誓約書 | (様式：高助1) |
| ② 団体の活動実績と計画・助成金利用対象内容 | (様式：高助2) |
| ③ 助成金利用対象にかかる見積書 | (様式：自由) |
| ④ 助成金の必要性が確認できる資料・写真等 | 〈任意提出〉 |

【地域振興活動助成事業】

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 令和5年度 助成金申請書兼誓約書 | (様式：振助1) |
| ② 助成金使途と助成金申請事由 | (様式：振助2) |
| ③ 事業要項 | (様式：自由) |
| ④ 計画書 | (様式：自由) |
| ⑤ 収支予算書 | (様式：自由) |
| ⑥ 助成金利用対象にかかる見積書 | (様式：自由) |
| ⑦ 登記簿謄本（法人の場合） | |
| ※3カ月以内発行、現在事項証明書 | |
| ⑧ 代表者の住民票（任意団体または個人の場合） | |
| ※代表者本人の記載があり、マイナンバーの記載の無いもの | |
| ⑨ その他パンフレット、チラシ、写真など補足資料 | 〈任意提出〉 |

◆ 応募書類入手方法

応募書類所定様式の一式は、当奨学会ホームページ (<https://www.ito-zaidan.or.jp/>) よりダウンロードし、印刷（A4版）してお使いください。

◆ 留意事項

- ・提出書類に不足がある場合、書類に不備（記入もれ、間違い等）がある場合は、選考対象外です。
- ・書類の両面（裏表）使用や、ホッチキス留めは行わないでください。

応募期間

令和5年3月20日（月）～ 4月20日（木）期間内消印有効

応募書類郵送先

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会 事務局
〒507-0062 岐阜県多治見市大針町6 6 1 番地の1
バローホールディングス多治見本部内

選考及び助成金交付

- ◆ 審査・選考 5月下旬、提出された応募書類をもとに、選考委員会が実施します。必ずしも、よい成績を収めるためでなくともかまいません。独自の取り組みの結果として好成績を収めている場合は評価しますが、過去の成績だけで選考することはありません。
- ◆ 最終選考 6月中旬、当奨学会理事会にて、採否の最終決定をします。
- ◆ 結果通知 6月下旬、最終選考結果は、高等学校等については推薦した学校長宛、地域振興団体については申請者宛に、書面にて通知します。
- ◆ 贈呈式 7月上旬、助成金の贈呈式を行います。
可児市のバロー研修センター^{（仮称）}にての開催を予定しています。
贈呈式に欠席されますと助成金の交付はいたしません。
贈呈式への出席（代理出席可）を確認後、助成金を交付します。
- ◆ 助成金交付 7月下旬、団体が指定する金融機関口座に振込みます。

～助成金交付が決定した団体は『令和5年度助成金交付要項』に基づき交付手続きを進めてください。～

※申請書に記載した住所の相違等により通知文書が返送された場合には採用取消とします。

※選考内容、採否事由等については公開しません。また、採否事由に関するお問い合わせにはお答えできません。

個人情報の保護について

当奨学会は、本募集要項により申請者から取得した個人情報については、個人情報保護に関する基本方針に基づき、助成事業を実施する目的に限定して使用し、漏洩等を防止するため、適切な安全措置を講じ、厳正に管理します。なお、「個人情報の保護」については、当奨学会ホームページ内のプライバシーポリシーのページに掲載していますので参照ください。

また、申請書をはじめとした応募書類並びにその添付書類は、一切返戻しません。選考により不採用となった申請者の提出書類一式については、最終選考終了後、3カ月以内に機密書類として確実に廃棄処分します。